

共同募金運動へご協力ありがとうございました

赤い羽根共同募金

歳末たすけあい募金

19,086,215円 | 2,324,396円

共同募金は「じぶんのまち」の福祉活動を支えています

皆さまからの温かいご支援・ご協力に改めて心からお礼申し上げます。お預かりした募金は、お年寄りや障がいのある方、子どもたちを支援するための福祉活動や施設整備などに活用します。なお、助成を受ける団体等については、改めてお知らせします。

Instagram
始めました



学校募金の受領
旭川農業高等学校ボランティア局さま



日本ハムファイターズ戦での募金活動



令和4年度助成団体
ともに学ぶ旭川遠友塾の皆さま



中央共同募金会会長表彰を受賞 ～おめでとうございます

長年にわたり共同募金運動に奉仕された市田敏行さんが、その功績を讃えられ中央共同募金会会長表彰を受賞しました。旭川市からは5年ぶりの表彰です。市田さんは昭和64年1月から共同募金運動に携わり、地域福祉活動にも熱心に取り組まれてきました。

災害見舞金をお渡ししました

共同募金は、皆さまからいただいた募金の中から、火災や自然災害などで被災された方へ「災害見舞金」を支給しています。1月に申請があった、火災により家屋が全焼した方へ、見舞金をお渡ししました。

この他、昨年7月に発生した水害により被災された方々にも見舞金をお渡ししています。



図書カードをプレゼント!!

「社協あさひかわ」に関するご意見やご感想をお待ちしています。ご意見・ご感想をお寄せいただいた方の中から抽選で、3人の方に1,000円分の図書カードをプレゼントします。なお、当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。

【応募方法】はがき・FAX・メールにて
【必要事項】①ご意見・ご感想 ②住所 ③氏名 ④年齢 ⑤電話番号
【応募締切】令和5年3月31日(金)まで(当日消印有効)
【応募先】旭川市社会福祉協議会の5条事務所(右記参照)まで
※ご意見・ご感想で得た個人情報、はがき・FAXの抽選及び発送以外に使用しません。
※メールの場合、送信アドレスが変更となっておりますのでご注意ください。



令和5年3月
(No.210)

社協 はじまりは あなたの笑顔から
あさひかわ

このページは、
赤い羽根共同募金の
助成を受けています

共同募金運動期間
10月1日～12月31日



ご意見・ご質問を募集
しています! 「旭川市
社会福祉協議会」まで

社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会
https://www.asahikawa-shakyo.or.jp
【5条事務所】〒070-0035 旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階
TEL 23-0742 / FAX 23-0746 Eメール kikakusomu@asahikawa-shakyo.or.jp
【神楽事務所】〒070-8003 旭川市神楽3条4丁目1-18 TEL 60-1755 / FAX 60-1790



旭川市社会福祉協議会ボランティアセンターは ボランティア団体の活動を支援しています

音訳活動でボランティア功労者に対する厚生 労働大臣表彰を受賞! おめでとうございます

「音訳グループ旭川本の会」が、この度「令和4年度ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰」を受賞しました。同会は、視覚に障がいのある方や高齢者に情報を届けることを目的に、書籍や雑誌、新聞などをボランティアが音訳して録音する活動を約40年間続けています。

音声の録音は、文字の読み方のアクセントが正確に発音できるまで、何度も録り直すなど大変根気がいる地道な作業です。

ボランティアセンターでは、助成金情報の案内や表彰にかかる推薦など、ボランティア団体の活動を支援しています。



音声をテープレコーダーに録音している様子

令和5年度 ボランティア保険について

安心してボランティア活動を行うために、ボランティア活動保険への加入をお勧めします。

対象：旭川市社会福祉協議会の構成員又は本会のボランティアセンターに登録している団体

令和5年度のボランティア活動保険プラン

保険プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	特定感染症重点プラン
加入対象	ボランティアセンターに登録している個人・団体		
年間保険料 (1人当たり)	350円	500円	550円
補償内容	特定感染症	補償開始日から10日以内は補償対象外	
	地震・噴火・津波による死傷	×補償なし	○補償あり
		○補償あり	初日から補償

上記保険の他に、次の保険も取り扱っていますので、ご検討ください。

【ボランティア行事用保険】

ボランティア行事の参加者のケガや主催者の賠償責任を補償します。

【福祉サービス総合補償】

ボランティア団体で行う有償のボランティアや福祉サービスの活動中の様々な事故によるケガや賠償責任を補償します。

【送迎サービス補償】

移送・送迎サービス中において、利用者の移送・送迎中の傷害事故に対する見舞金制度です。送迎サービスの利用者などが自動車事故によりケガをした場合に補償します。



お問合せ先

旭川市社会福祉協議会ボランティアセンター ☎21-5550 ☎23-0746
✉volunteer@asahikawa-shakyo.or.jp